

# 性犯罪に関する施策検討に向けた 実態調査ワーキンググループ (第7回)

第1 日 時 令和元年5月24日(金) 自 午前10時57分  
至 午後 0時04分

第2 場 所 法務省共用会議室2

第3 議 題 性犯罪被害者支援に携わる被害者心理学の専門家からのヒアリング  
「性暴力の被害経験に関する質的調査報告」  
その他

第4 議 事 (次のとおり)

## 議 事

### ○吉田秘書課付

それでは、性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループの第7回会合を開催させていただきます。

議題1の性犯罪被害者支援に携わる被害者心理学の専門家からのヒアリングを行います。

本日は、目白大学人間学部心理カウンセリング学科専任講師の齋藤梓先生、また、オックスフォード大学医療人類学部リサーチフェローの大竹裕子先生に御出席いただいております。

最初に、齋藤先生の御経歴を御紹介させていただきます。

齋藤先生は、公認心理師、臨床心理士として、2015年から現職に就かれており、臨床心理学、被害者心理学を専門に研究されています。また、御存じの方も多いかと思いますが、被害者支援都民センターにおきまして、犯罪被害者のカウンセリングも行っているなど、性犯罪被害の実態のほか、幅広く、犯罪被害者全般の支援に関する知見をお持ちでいらっしゃいます。

続きまして、大竹先生を御紹介させていただきます。

大竹先生は、2017年から現職に就かれており、2019年、本年からは、東京大学医学研究科の非常勤講師も務めていらっしゃいます。性暴力や紛争・災害時のトラウマに関する国際保健政策学を御専門とされています。エビデンスに基づく政策立案を行うための調査研究手法に知見が深く、今回、齋藤先生と、「性暴力の被害経験に関する質的調査」の共同責任者を務められていらっしゃいます。

本日の進行は、「性暴力の被害経験に関する質的調査報告」につきまして、基本的には齋藤先生から御説明をいただき、内容、パートに応じまして、大竹先生から御説明をいただく予定となっております。

なお、本日、齋藤先生におかれましては、御都合により、ウェブ中継にて御説明いただくということになっております。通信状況によっては、雑音や画像の乱れなどが生じる可能性がありますので、御了承ください。

また、齋藤先生につきましても、こちらの音声聞こえないというようなことなどありましたら、遠慮なく言っていただければと思います。よろしく願いいたします。

それではまず、齋藤先生、よろしく願いいたします。

### ○齋藤梓先生

本日、性暴力の被害経験に関する質的調査報告という場を与えていただきましたこと、本当に心より感謝申し上げます。

最初に、大竹先生の方から、調査グループの紹介と調査手法の紹介をさせていただきます。その後、結果報告をさせていただきます。

では、大竹先生、よろしく願いいたします。

### ○大竹裕子先生

「性暴力の被害経験に関する質的研究」ということで、私と齋藤先生で共同責任者を務め、調査チームを組んでおります。それに関する報告ということで、まずはチームの紹介からさ

せていただきます。

私たちのチームは、複数の大学による連合体となっております。まず目白大学の齋藤先生、オックスフォード大学から私、清泉女学院大学の岡本かおり先生。岡本先生は、齋藤先生と御一緒に、都民センターで臨床心理士として活動をされている、臨床心理学博士でいらっしゃいます。それから、性暴力被害当事者団体である一般社団法人Springの研究者、東京大学と東京医科歯科大学の研究者がメンバーとなっております。

この研究チームが立ち上がったのは2017年12月です。研究に実際に着手したのが2018年5月からで、現在までデータ収集を行っています。

続きまして、性暴力の現状について、日本国内の統計データから言えることをざっとレビューします。

まず、日本における被害の現状ですね。これは、内閣府男女共同参画局がとっている、女性に関する被害のデータです<sup>1</sup>。約10人強に1人の女性が無理やりに性交等された経験があり、そのうちの7割以上がパートナーもしくは顔見知りからの被害、つまり知っている人からの被害が7割を超えます。

次に、被害の9割は40歳前まで、つまり10代、20代、30代に起こっており、無理やりに性交等された女性の7割は助けを求めることがない、誰にも言わないということです。

そして、被害後に警察に相談に行った方が4.3%、医療関係者に相談に行った方が2%以下で、合わせても6%ぐらいです。ところが、被害を受けた方々の2割は友人・知人に相談をしている。つまり、ほとんどが、友人・知人、同僚、家族というような地域社会の中の誰かに相談するのが一般的であると。これは日本だけではなくて、国際的に同じような傾向が見られます。

次に、性暴力の影響ですが、国際的なデータから共通して分かっていることをここに挙げております。これは、WHO世界保健機関と、ロンドン大学が行った研究からのデータの引用になります<sup>2</sup>。

重要なポイントだけを申し上げますと、性暴力の影響として最も重大であるといわれているのは、自殺念慮・自殺企図です。この表にあるオッズ比というのは、被害を受けたことのある人と被害を受けたことのない人を比べた場合に、これだけ自殺念慮・自殺企図が起こるリスクが上がるということを示します。低くて2.4倍、高くて8.3倍まで上がるということですね。そのほかは、うつ病・不安障害、PTSDを含む精神疾患のリスクが上がるということが分かっております。

次ですが、これもWHO世界保健機関がまとめている図で、性暴力または身体的暴力をパートナーから受けた場合、女性の身に起こる様々な影響を示しています<sup>3</sup>。精神的な影響だけでなく、生殖器や周産期の問題、他の身体的な疾患なども含め、様々なルートを通して、

---

<sup>1</sup>内閣府男女共同参画局『男女間における暴力に関する調査報告書』平成26年度調査

[http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/chousa/h11\\_top.html](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h11_top.html)

<sup>2</sup>・WHO 2013 Global and regional estimates of violence against women: Prevalence and health effects of intimate partner violence and non-partner sexual violence

・Devries et al. 2014 Childhood Sexual Abuse and Suicidal Behavior: A Meta-analysis. Pediatrics 133(5):e1331-1444

<sup>3</sup> WHO 2013 Global and regional estimates of violence against women: Prevalence and health effects of intimate partner violence and non-partner sexual violence

自殺や病死、障害に至るリスクを高めます。あるいは殺人に至ることも、場合によってはある。つまり、性暴力がいかにして人を死に至らしめるか、性暴力とは人を死に至らしめる重要な政策課題であるということを、この図では説明をしています。

次ですが、性暴力が起こる要因についてです。どのようにして性暴力をする人はしてしまうのか、あるいは、性暴力の被害に遭う人はどのようにして遭ってしまうのかというリスクの問題です。これもWHOからの引用なのですが、リスクを4つのレベルで捉えています。個人が問題を持っているだけではなくて、コミュニティー、組織、そして社会や政策のレベルまで、広くリスクを高める要因が存在しています。

今回、関連のあるところとしては、社会・政策レベルで、性暴力に対する法的な制裁措置が弱かったりすると、性暴力が起こりやすくなると。なぜなら、社会規範というものを法がつくっている部分があるために、人々の意識の中で、性暴力をどう捉えるかということが変わってしまうからだと言われています。

続きまして、調査手法の概要になります。

調査を行うに当たって、リサーチクエスト（研究目的に当たるもの）を立てております。ここに書いてある5点のリサーチクエストを我々は考えて、これらに答え得るように調査を行いました。

最初の2点は、刑法の改正議論や司法運用・研修等に活用ができるだろうというものです。あとの3点は、支援施策・研修・啓発等につながるリサーチクエストとなっております。

次のスライドですが、本研究で用いた性暴力の定義です。この右側の四角に書いてある「不同意性交」を、とりあえず性暴力の定義としようということで、非常に広い定義を今回用いております。なぜかといえば、まず、現在の刑法の定義で言われている強制性交・わいせつというものが、左側の図の、下の濃い青丸のところにあります。それに対して、性暴力被害当事者や支援者の要望として、不同意性交を基準としてほしいということがあります。ですが、不同意性交がどのようなものか、どの程度の範囲を含むのがよく分からない。法的な定義よりは広いだろうということは分かっているのですが、内容がよく分からない。なので、最も広いWHOの定義を用いて調査を行い、要因などを探る中で、どのように性暴力を定義したらいいかを考えてみようということでやりました。

調査に当たっては、「望まない性交」という日常語を用いました。

なぜ刑法の定義を用いなかったのかという質問を受けることがあるのですが、現行法で犯罪とされていない経験についても調べたかったということがあります。もう1つ、当事者団体のように、不同意性交を犯罪化したいのかと聞かれるのですが、そうではありません。私たちは、不同意性交のプロセスや影響を解明しますが、どこまでを犯罪とするかについては、私たちの研究結果を基に様々な方から議論していただく。もしくは、どのような施策を立てるかといったことを議論していただければということでやっております。

対象者のサンプリングですが、我々が意識したサンプリングとしては、現在目立って活動している当事者団体に絞って話を聞いたりするのではなく、むしろ埋もれている声ですね。7割沈黙し続けるので、その7割をどうサンプリングするかということを考えました。

被害者の大部分が女性で、ほとんどは30代までに被害を受けることを考え、その人々はおそらく、インターネットや携帯電話を使っているだろうということから、調査専用ウェブサイトを立ち上げ、利用しました。それが最も広く、埋もれている人たちに手を伸ばす方法

だろうということで、対象者の75%はウェブサイトからサンプリングしております。

次ですが、データ収集の方法は、対面インタビューとウェブ上の自記式体験談を用いました。ウェブ上の自記式体験談は、ウェブ上でまず書いてもらって、その中からインタビューしてもらえ方を募りました。なので、インタビューにつなげるための自記式の体験談となっております。実際に、51名の調査協力者があつたうち、インタビューに参加して下さったのが、今のところ31名となっております。分析方法はグラウンデッド・セオリーという、政策立案のための調査研究で国際的にもよく用いられる方法があるので、それを用いています。

もう一つ、受ける質問として、判例を分析すればいいのに、なぜしないのかと。これは、警察に行かない、もしくは行けない被害者というのが、実際9割以上占めるという実情に即して、警察に行けない人々のことを調べる目的で、判例は用いないと今回はしています。

インタビューで聞いた内容は、望まない性交のプロセス、援助希求、被害認識がどのように揺れ動いたか、その後の心身や生活上の影響です。

調査協力者の基本情報ですが、詳細は2枚紙の方（2019年5月24日『性暴力被害経験に関する質的研究』）を見てください。調査協力者全体は51名で、インタビューに協力したのが31名、ただ、複数の被害エピソードを語った方がいるので、被害の件数としては41件。ここで「件」とあるものは、41件が母数、「名」とあるものは、31名が母数となっております。

この辺で齋藤先生に戻りたいと思いますが、よろしいですか。

## ○齋藤梓先生

はい、では、質的調査結果の報告に移らせていただきます。

まず調査の出発点です。被害者支援をしている中で、被害届が受理されないですとか、起訴が難しいといわれる、あるいは無罪となるといった事例をたくさん経験して、司法の性犯罪と当事者の性暴力が乖離しているのではないかと思ったこと、及び、性犯罪の罰則に関する検討会ですとか法制審議会部会に参加させていただいたときに、当事者の心理を説明した研究が、日本は少ないのではないかと考えたことから、当事者の方に直接インタビューをする研究をしたいと思います。そんなときに当事者団体からも話を持ち掛けられて、大竹先生と一緒に、コラボレーションをして調査を行うということになりました。

リサーチクエスションは、先ほど大竹先生が説明したとおりです。

まず、不同意性交及び同意のある性交に関してなんですけれども、犯行に至るプロセスによる分類を試みました。そこで、突然襲われるという奇襲型や飲酒や薬物の使用を伴う型、家庭内性暴力の型、そして、見知った関係の中でよく見られるエントラップメント型といったようなことが見られました。

ただし、奇襲型ですとか飲酒・薬物使用を伴う型、家庭内性暴力型も、そのプロセスの中にエントラップメント、追い込むとか、わなにはめるといったような動きが見られるということがありました。

エントラップメントの説明を簡単にさせていただきますと、日常生活の中や普通の会話の中で、加害者は上下関係をつくり上げていきます。加害者が自分の価値を高める言動をしたり、被害者をおとしめる言動をして、だんだんに逃げ道を塞いでいって、普通の会話をして

いたはずなのに、性的な話題にすりかえて、性交に至ると。顔見知りの場合には、そもそも上下関係がありますし、被害者が加害者に好意を持っていること、仕事上尊敬できるとかという好意を持っていることさえあり、そうしたのもエントラップメントを促進する要因になる、文化規範なども促進要因になるのではないかということです。

では、逆に、同意のある性交というのはどういうものかということも、協力者の方に尋ねてみたのですが、同意のある性交を経験したことがあるという方々は、性交それ自体というよりは、それ以前の尊重し合う対等なコミュニケーションが大事だったということを語っていました。特に、意思や拒否をちゃんと伝えられる関係であるとか、自分の意思や拒否を確認し、尊重してもらえるとという信頼関係があるということでした。

こうした分析の結果、性交に至る前に関係性の持ち方というのが、やはり大切なのではないかと考えて、もう少し細かな分析というのをしてみました。

まず、上下関係が元々ある場合に関してのみをピックアップして分析を行いました。ちょっと飛ばしまして、フェイズⅠというものを御覧ください。

フェイズⅠは、性被害が生じる前の加害者と被害者の関係です。

上下関係がある場合は、性被害が生じる前、加害者は被害者の評価・指導に携わっており、被害者は加害者を信頼・尊敬していると。加害者は多くの場合、周囲からも信頼・尊敬されている場合が多く見られました。

フェイズⅡとして、予兆的行動というものが見られます。

性被害が生じる前段に、例えばセクハラ・モラハラがあったとか、飲酒があったとか、車に乗せて密室をつくり出したといったようなことがあり、そうした予兆的行動に対しても、被害者は明確な抵抗ができない。例えば、車に乗せられるということを疑うなんておかしいのではないとか、飲酒を断ったらいけないのではないかといったように、明確な抵抗ができずにいました。そして、その中で性加害が発生します。

特徴的な点としては、もちろん抗拒不能だった場合も多いのですが、多くの被害者が、やんわりと抵抗したり、あるいは明確に抵抗したり、受け流そうとしたり、色々しているのですね。しかし、それは聞き届けられず、加害が遂行されるという様子が見られました。

そして、性被害が生じた後に見られる動きとしまして、被害者は戸惑って、自分が悪かったのではないとか、これは何だったんだろうと混乱する状態になります。加害者の方は被害者に対して、恋愛感情だったんだよとか、これは指導者の義務なんだよとかといったように、自分の性加害を正当化するような言動が見られます。戸惑って、この出来事をどう捉えていいのか分からない被害者は、その正当化を一時的に受容するということも見られました。

正当化を一時的に受容するのですけれども、自分の心身の不調というのはずっと続いていて、これは何だろうと思ひ、第三者に相談して、それはレイプだよと言われるとか、加害者が被害者に愛情を持っていないということが露呈して、ああ、やっぱりあれは性暴力だったんだということを認識して初めて、告発をしたりですとか相談をするというプロセスが見られていました。

性被害発生プロセスに対する性に関する知識や社会規範ということなのですが、上下関係に関する規範意識のほかに、職場での規範意識やジェンダーの規範意識というのにも影響しているのではないかとことや、地位・関係性を利用した性被害には予兆的行動というのが見られるので、性加害が生じたその瞬間だけではなくて、その前からの関係性という

のが、やはり重要だったということが見られました。

次に、対等な関係や家庭内性暴力に関してのプロセスを追っていきたいと思います。

まず、対等な関係での性暴力のスライドを御覧になりながら、聞いていただければと思うのですが、対等な関係というのは、友人とか知人とか、一見上下関係がない関係性です。そういったときには、友人であったので警戒していなかったとか、恩があって関係が切れず、断りにくかったとか、パートナーから自分を下にする言動をされていて、従ってしまう要因があったなど、前段階に様々な要因がありました。望まない性交は、事前に性的な誘いを繰り返し受けて、何度も何度も断って抵抗していたのだけれども、最終的に従わざるを得ない状況に追いやられるですとか、子供だと、もう遊んであげないよ、仲間外れにするよみたいな言動があったりですとか、あるいは、本当に特徴的だなと思ったのですが、対等な関係での性暴力は比較的、密室に誘い込まれて突然襲われるというような、本当に一般的にレイプといわれるような状況も多く見られました。

当事者の方々が、何に傷ついたと述べていたかというのと、性加害そのものもそうなのですが、物のように扱われたとか、あるいは、対等な関係性であるがゆえに、物理的・言語的に抵抗するということが結構見られたのですけれども、それでも相手はやめず、自分の意思が無視されたということに傷ついたということでした。

比較的、性暴力と認識しやすいかなと思う密室に誘い込まれるレイプ、性暴力であっても、自分に起きた出来事を性暴力だと思ったという人は、回答者の1名だけで、あとはみんな、性暴力だと、自分の出来事を思っていないということがありました。それで、人に指摘されて、性暴力だと気づいたという方もいれば、今も性暴力だと思切れないという方がいらっしゃいました。

家庭内の性暴力につきましては、後でまとめて、事前にいただいた御質問の回答としてお答えさせていただきますので、ちょっと飛ばさせていただきます。

今までお話したように、当事者の方たちは、性暴力を性暴力として認識していないという場合が多々ありました。それについて考えてみますと、奇襲型の場合、見知らぬ人から突然襲われるという場合は、性暴力と認識されやすいのですけれども、飲酒・薬物の場合は、飲んだ自分が悪いとか、児童の性虐待の場合は、そもそも何が起きているか分からないとか、パートナーレイプ型は、パートナーなんだから応じるのが当然であったような感覚を持ってしまったりとか、エントラップメント型だと、やっぱり自分が悪い、断れなかった、抵抗できなかった自分が悪いということで、自分の身に起きたことを性暴力と認識されにくいということが見られました。

まとめてみますと、被害認識が形成されやすい場合としましては、自分の中にある性暴力のイメージと適合していた場合や、以前に被害を受けていて、こういうものが性暴力だという認識ができていて、ああ、これは性暴力だと思って、すぐに援助希求をするということができていました。

しかし、子供の場合は、自分自身に起きた出来事がよく分からず、自分の身に起きたことを性暴力と認識できません。大人であっても、例えば見知らぬ人から突然襲われるなどは、見知らぬ人から突然襲われるのが性暴力であって、見知らぬ人からというのは、自分の中にある性暴力のイメージと異なるために、それが性暴力だという認識ができずにいます。その間に自分の人生に多大な影響が及んでしまい、なぜ自分はこんな状態になっているのだろう

と考えていく中で、ああ、あの性暴力の影響なんだということに気がつくのと、少し自責感が緩和され、やっとそこで援助希求ができるという流れが見られていました。

もう一つ、これは、性暴力が人生にどのような影響を及ぼすかということなのですが、性暴力の認識がないのならば、それでいいではないかということではなく、性暴力の認識がない間にも、自分自身が物扱いされたとか、意思を無視されたという感覚はあり、それによって自尊心が低下したり、自責感が生じたりして、自暴自棄になり、自殺や自殺未遂、自傷行為を行ったり、対人関係に影響が出たりといったようなことが見られていました。

加害者が巧みに被害者の逃げ道を奪うというプロセスもありますし、やはり性暴力というのは、自分の自己の目的のために被害者の性を「対象」として利用するという、道具化するということというのが、傷つきの本質にはあるのではないかということが考えられました。

また、起きた出来事を被害と認識することが難しく、その間に時効が進んでしまうということは、大きな問題ではないのかと考えております。

当事者の視点から見た必要な支援とは何かというのを最後にお話しさせていただきます。

当事者が相談・話した相手としましては、他の調査と比較して、比較的多い印象を抱いています。インタビューに答えようと思ってくださった方なので、医療機関とかカウンセラーに相談していますという方が多かったです。そうでないと、話せないということがあるのかもしれない。

身近な人は、母親、親に相談したという方が多かったです。警察に相談したという方もいらっしゃいました。

ただし、被害を話すのは、このインタビューが初めてであるという方も5人ほどいらっしゃいまして、本当に被害を人に話すというのは、とても難しいことなのだなということが改めて分かりました。

この支援者・支援機関につながるプロセスという表を見ていただきますと、加害者と離れるとか、精神的に限界を感じて、誰かに相談して、それは被害だよと言われて初めて、ああ、これが性暴力なんだ、そのために影響が出ているのだということに気がついて、そこでやっと、色々な支援を求め、援助希求を行うというプロセスが、支援に特化した分析結果でも見られておりました。

逆に、支援者・支援機関とつながらない背景には、どういったものがあるかといいますと、自分の被害性の認識がない場合というのは、言葉を知らないですし、そもそもどうしていいのかよく分からないと。被害性の認識があったとしても、物理的な手段がなかったり、こんなこと信用してくれないのではないかとか、こんなこと話したら、周りの人が心配するのではないかとといったようなことで相談ができない、言うてはいけないというような文化習慣によるタブーも見られました。

また、継続した被害、特に性虐待の被害などでは、逆に言わないことで自分の身を守っているというような様子も見られていました。

相談したけれども、うまくつながらなかったという事案もありまして、そういったものは、共感とか寄り添いというものが欠如していたり、言ったら、それは汚点になるから、届け出ないほうがいいみたいなことを言われてしまったりですとか、話を相手が聞き入れないとか、途中まで相談に応じているのだけれども、見返りとして性行為を強要するといったようなことがありました。こうやって、相談したけれども、うまくいかないということがあると、当



事者の方々は、そこで相談をやめてしまって、またその先数年間、ひとりで苦しむといったようなことが見られていました。

先ほども御紹介しましたが、これ、別の観点からの分析で、性暴力の影響ですが、やはり性暴力というのは、心と体への影響はもちろんなのですが、それだけではなくて、自分、自己への影響や人生への影響というのが大きく表れるということが分かります。自分を責めたり、自分に対するイメージが変化する。自分自身、自分が変わってしまうほどの影響があり、そして、未来が制限されるということが見られました。

インタビューに答えてくださった方の中で、本当に、あの出来事がなければ、自分の人生、自分は結婚していたかもしれないし、仕事に就いていたかもしれないし、進学していた学校も違ったかもしれない。自分の人生は、あの出来事で大きく変わってしまったとおっしゃる方が何名もいらっしゃって、本当にそれは悔しく、理不尽なことだなということを感じました。

被害当事者は、自分の身に起きたことを、性暴力として語らないとか語れないことがあります。他者からそれを性暴力だと言われて、初めて気がつくということがよくありました。

もちろん、性虐待の子供たちなどで、生き残って、生き延びて、その状況で生き延びるために、被害を相談しないという場合はあるのですけれども、そのために被害に遭い続けるということは、避けなければいけないなと感じています。

支援者は、共感的に寄り添いながら、それが性暴力、犯罪であることを伝える姿勢ということがやはり必要で、当事者の方は、相手から性暴力だと言われなければ、それを思い切れず、回復の道を歩んでいけないということがありました。

被害の認識に時間がかかることを踏まえて、中長期を見据えた支援政策が不可欠ではないかと考えています。

私からの説明はこのあたりにしまして、大竹先生からまとめの方をお願いします。

## ○大竹裕子先生

齋藤先生が今お話しくださったことを簡単にまとめていきます。最初に冒頭で申し上げましたリサーチクエストに答える形で、研究結果のまとめをお話しさせていただきます。

まず、1つ目のリサーチクエスト、「当事者の視点から見た不同意性交とは何か」ですが、まとめれば、特徴が2点あります。1点目は、地位・関係性を利用している、もしくは、社会的には対等でも、不平等・非対等な関係性が何かしら起こっていて、そこでのエンタラップメントがある。つまり、上下関係をつくり出して、強引な性行為に追い込むといった形です。もう1点は、齋藤先生からもお話しありました、性的な道具化（モノ化）、あるいは非人間化といえるようなことが起きている。この2点が特徴でした。

次に、「当事者の抵抗できない心理状態には、何があるか」です。心理的抗拒不能については、皆様おそらく、既に御存じのところとは思うのですが、我々の調査結果から新しく言えることとして、社会的抗拒不能と言い得るものがあるのではないかとすることがあります。これは、加害者と被害者の間でつくり出されている上下関係そのものが抵抗を抑圧してしまうということ、また、当事者間だけではなくて、その周辺の社会関係に対する配慮から、抵抗が非常にしづらくなってしまうという状況があるということです。

もう一つ、同意性交と不同意性交というものの間に、どこで線引きができるかですが、同

意性交の場合には、最初の性交前に、同意の確認が何かしらの形である。不同意性交の場合には、性交前の同意の確認というものが無い。本人の意思としては同意していなかったか、もしくは、幼かったなどの理由で、自分が不同意だったのかどうか無自覚で、後から振り返っても良く分からない。加えて、心理的または社会的抗拒不能のプロセスが見られる。

紛らわしい例をそこに挙げているのですが、例えば、積極的同意を当初していたが、性交後に、やっぱり同意していませんでしたというのは、やはりこれは同意性交と見てよいだろうということがあります。逆に、同意性交のように一見見えるけれども、実は最初、強制的な性交から始まって継続しているようなものは、不同意性交と見るべきだろうというようなことも分かりました。

次ですが、「相談することがなぜ難しいのか」です。なぜなら相談への障壁があるからです。何が障壁となるかですが、齋藤先生がお話しされたように、被害認識の形成が非常に難しい。「なぜ被害と認識できないか」というと、自分の経験が、レイプや性暴力のイメージとは異なっているからです。また、自分を責めてしまう自責感も大きな原因です。

警察・支援機関、あるいは地域社会における無理解や、二次被害もあります。また、警察・支援機関に関しては、経年後の相談先がないということが、実は大きな問題だろうと私たちは考えています。というのは、現在、被害から1年程度までであれば、相談先があるのですが、それ以上になると、相談先が実質ない状況です。しかし、実際、被害認識を形成するまでには、人によっては10年以上かかる。調査協力者の25%は10年以上かかっておりましたので、経年後の相談先の確立は重要なことだろうと。

次に、「必要な支援とは」ですが、これまでの話を裏返せば、障壁を取り除くような支援が必要です。つまり、被害認識の形成を助ける啓発、警察・支援機関の拡充、そして研修、それから地域社会の啓発等を行っていくことが大事だと。

②（被害認識形成から相談、支援へ）のところに書いてありますが、不同意性交による心理的苦痛というのは、自殺等を含む非常に深刻なものであって、専門的支援が必要です。なので、啓発をする場合には、不同意性交を性暴力として啓発を行い、支援につなげることがまずもって大事だろうと。その後で、それを犯罪とするかどうかの判断というのは警察・司法に任せ、支援機関と連携して進めることが大事だろうと。

次、支援施策や法改正に関する議論のまとめです。これまでの議論として挙げられていることに、暴行脅迫、抗拒不能、地位関係性利用を要件とした不同意性交があります。新たに我々の調査結果からいえる判断材料としては、上下関係の中で起こること、社会的抗拒不能がみられること、エントラップメント型が多いといった特徴があり、これらを考慮していただければと思います。また、公訴時効ですが、被害認識の形成まで10年以上かかる場合がかなりありそうだとすることを踏まえる必要がある。支援施策は今お話ししたとおりです。

今後、必要な調査研究について、4点、述べます。1点目、不同意性交の被害全体における、社会的抗拒不能やエントラップメント型の占める割合。また、無罪、不起訴、届出のない被害で、社会的抗拒不能やエントラップメント型がどの程度起こっているのかに関する調査。2点目、一般社会が「不同意」「性暴力」をどのように認識しているのかに関する調査。3点目、被害認識の形成や援助希求までに10年以上かかることがあるので、どの程度、実際にかかっているのか、その年数の調査。4点目、「自覚のない不同意」で性交されている

場合、被害者がどのくらいの年齢であるのかに関する調査。これらが大事ではないかと考えております。

調査や研究には、強みと弱みというものがあります。私たちの研究の強みは、警察・司法・医療の手が届かない被害者の実態を、一部ですが捉えることができたことです。限界としては、それでも捉え切れていない被害者の層があるということと、女性を中心に研究チームを組んでいるので、男性視点からの性の見方というのが少し弱くなっていること、また、女性以外の被害は対象に入れていないので、それについては今後、また調査が必要と思われるます。

どうもありがとうございました。

## ○齋藤梓先生

事前に幾つか御質問いただいておりますので、そちらの方に少し回答させていただければと思います。

幼少期に被害を受けた女性について、性行為や性虐待、性暴力の区別の困難性や、それに伴う抵抗や援助希求の困難性について、ということでした。先ほどちょっと飛ばさせていただきました家庭内の性暴力という図を見ていただければと思うのですけれども、まず、グルーミングという言葉で一般的によく知られておりますが、家庭内の性暴力は、体を触られるところから、徐々にエスカレートしていくということがあります。

加害者は行為中、言葉がない場合もあります。それは本当に被害者に混乱を呼びます。逆に、言っちゃいけないことだよとか、これは愛情だよという言葉があっても混乱をします。

被害を開示をしようと思っても、加害者との関係が良好であるときには、この関係を崩したくないと思って言えず、良好でないときには余計に言えず、家族が不仲であれば言えず、家族が多忙であれば、心配を掛けたくないと思って言えず、家族が良好であれば、家族関係を壊してはいけないと思って言えずということ、どうあっても他人に言えないということがありました。

多くの当事者の方々が、途中で抵抗を試みたりですとか、加害者に、どうしてこういうことをするんだとか、あるいは、この行為って何なんだということを尋ねていました。しかし、それは聞き入れられなかったり、回答がなかったりして、行為はとまらず、そのうちにさらに無力感や諦めを感じ、あるいは、これは普通のことなのだと思おうとし、感情を切り離していく。それで、物理的に加害者が離れていくことで、やっと誰かに言えるとか、もうこれ以上どうにもならないと思ったときに、誰かに言えるといったようなことがあって、加害者と物理的に離れることで性虐待が終わるという様子が見られました。

出来事の認識としましては、小学校あるいは小学校以前であると、行われている行為自体が何だか分からない。性的な行為に関する知識がないですし、徐々に行為が進んでいくので、理解が難しい。

中学生あるいは高校生ごろになって、友人との話ですとか学校の性教育とか雑誌の中から、ああ、これは性的な行為なのだなということに気づき始めます。性的な行為を家族と行うとは、どういうことなのだろうということに混乱し、受け止め切れなくなったりします。

高校生あるいは高校卒業以降ごろに、これは、性虐待、性暴力なんだなということに気づき始めます。授業や本、大学の授業で聞いたという方や、自分で本を読んで学んだという方、

友人や相談機関に、実はと話してみたら、それは性虐待というんだよと言われたみたいなことで、自分の苦しみのもとがやっとそこで分かるということでした。

従いまして、性虐待に関しては、本当、幼いころから継続していく中で、随分経たないと、これが性虐待、性暴力であるという認識が持てないということがあります。

先ほどもお伝えしたように、どういう状況であっても、やはり外に対して言えず、たとえ相談できたとしても、本当に小出しに、婉曲なものになってしまったりして、なかなか開示が進んでいかないということがありました。

こういったことがありますので、やはり色々な、性虐待に遭った方々に質問してみると、小学生のころとか中学生のころに、何が性暴力、何が性虐待というような教育を受けていたら、もしかしたら気づけたかもしれないと。気づけても相談はできなかったかもしれないけれども、少なくとも、自分に起きていることが何かは把握できたのではないかとということをおっしゃっていました。

ただ、13歳から15歳で、監護者関係がなく、暴行・脅迫が弱いケースについて、捜査機関及び裁判所に期待することという御質問があったんですが、私たちのインタビューの中ではそもそも人に相談するというのをほとんどしていませんでした。

そもそも、この質問に該当する事案で、捜査機関に上がってくるということは、大分まれなことだと考えられます。被害だと気がつかないとか、自責感を感じているということがありますので、捜査機関に上がってきた場合、もしもちゃんと上がってきた場合は、もともとの関係性や、その被害に至るまでのプロセスを丁寧に拾ってほしいなと思います。現在の法制度では事件化が難しい事案もとても多いのではないかと思います。たとえ事件化できずとも、人生への影響は多大にありますので、こうした13歳から15歳、監護者以外からの被害で、暴行・脅迫が弱いようなケースに関しては、支援機関と十分連携をしていただいて、支援機関の御紹介をいただくと、大変有り難いなと思っています。

また、被害実態の広報・啓発のために何か期待することはありますかという質問をお受けしました。多くは、先ほどの大竹先生のお話の中にあっただけで、もういいかなと思うのですが、やはり、私、支援に関わる中で、本当に、特に刑法改正以降、検察官の方々が、本当に細やかな配慮をしてくださっているなということを感じているのですが、同時に、時々そうではない方に当たり、個人差が随分大きいなということを感じております。従って、実態調査の内容を踏まえて、研修を充実させていただくと有り難いと思いますし、支援機関との連携を増やしていただくことで、潜在化している被害が少なくなるのではないかと考えています。

あと、法改正後の変化について感じていることということの御質問だったのですが、被害者支援センターの同僚にも尋ねてみて、自分自身支援をしている中で感じているのは、今まで執行猶予がついていたのではないかなと思うような事件に関して、執行猶予がつかなくなったということを感じています。例えば、口腔性交の事案で、検察官の方が、これまでの強姦と同じ量刑として判断してくださったと。相手方の弁護士は、口腔性交が今までの強姦と同じなのはおかしいという主張をしてきたのですけれども、やはり、法律がちゃんとこうなっているのだということを主張してくださったということがありました。あとは、示談のときに被害届取り下げのやりとりが少なくなると、それは本当に被害者にとって、随分心理的な負担が減ったということを感じています。

上司からの飲酒など、準強制性交等罪での起訴が、以前より行われている印象があったりですとか、社会の性暴力被害の関心が高まったりですとか、女性以外のジェンダーの性暴力に関する認知の高まりもあります。私の関わった方で、口腔性交の方だったんですけども、自分の被害というのは、こんなに傷ついているけれども、これはレイプではないんですよねと聞かれたときに、いや、今の法律では、これはレイプなんですよと説明をしたときに、ああ、自分の被害というのをちゃんと分かってもらえた感覚がしますと語っていらしたことがございました。

ただ、一方で、口腔性交の口腔に挿入されているかどうか難しいのかなというような事案に関しては、強制性交にならず、強制わいせつでいってしまうというようなことがあったりですとか、先ほどお伝えしたように、やはり、個人差が見られるのかなということですか、監護者性交等罪というのはあまり、私や支援の同僚たちはまだ経験をしていなくて、それは司法のというよりは、児童相談所とか福祉の問題なのかもしれないなというふうに、福祉の方々と話していると、ちょっと感じているところがあります。

そして、今でも相談にいらっしゃった方で、起訴が難しいと言われてしまう事案、不起訴になったりですとか、警察の段階で、これは難しいと言われてしまう事案というのがなかなか多く、それが、やはりまだまだこれからの課題なのかなというふうに考えております。

以上、私と大竹先生からのお話を終えさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

#### ○吉田秘書課付

齋藤先生、大竹先生、ありがとうございました。

引き続き、ここから質疑応答の時間をとらせていただきたいと思います。

いかがでしょうか。

#### ○吉田秘書課企画再犯防止推進室長

法務省の大臣官房秘書課の吉田と申します。本日はお忙しい中、大変貴重なお話をお聞かせいただきまして、誠にありがとうございます。

1点御質問したいのは、お話の一番最後に出てきました、今でも起訴が難しい事案が多いというお話に関連してでございます。

先生がお聞きになった中で、例えば、このような事案があつて、起訴が難しいという判断が検察官なり警察のほうから示されたというようなものを、御記憶であれば教えていただくと、大変有り難く思います。よろしく願いいたします。

#### ○齋藤梓先生

起訴が難しい事案についてということだったかと思うのですが、飲酒、お酒が関わっている事案なのですが、防犯カメラに、ちゃんと歩いているような様子が映っていたりとか、あるいは、上司と部下の関係性のアルコールの事案で、起訴されなかった、起訴が難しいといったような事案があったりですとか、あるいは、自分で相手を家に上げている、別に家に上げるのは、性行為をするためではなかったんですけども、家に上げているという事実があった事案などが難しく、それは本当に、刑法改正以前から、ずっと難しかった事案

かなと思います。

実際一步手前の事案であるとか、あるいは、出会い系サイトで出会って、その日のうちに、本人は同意していなかったのだけれども、性行為に及ばれたという事案なども、起訴が難しいというような判断がされたということがございました。

## ○吉田秘書課付

齋藤先生、ありがとうございます。他に質問される方はいらっしゃいますでしょうか。

## ○東山刑事局刑事法制管理官

刑事局刑事法制管理官の東山と申します。

齋藤先生には以前の、平成26年ころの性犯罪に関する罰則の検討会で、色々お世話になりました。御無沙汰しております。

本日は、非常に興味深いといえますか、我々にとって非常に大事なお話、聞きたかったお話をしていただきまして、大変ありがとうございました。今後の我々の検討等に向けて、非常にためになるお話だったかなというふうに思っております。

1点質問させていただきたいんですけども、これも先生の最後のところで、問題意識として、監護者性交等罪が思ったほどに増加していないというところがございました。

釈迦に説法ではあるんですが、監護者性交等罪ができたのが、まさに平成29年7月に犯罪になったわけですけども、増加していないというのは、具体的に、いつから比べて増加していないということなのか。それとも、元々想定していたよりも立件されている件数が少ないという心証なのか、そのあたりのことを伺いたいのが1点と、今申し上げた点もそうなんですが、司法面接の徹底などが先生のレジュメに書かれていますけれども、具体的に、もう少し問題意識的なことをお話いただければ有り難いと思っています。よろしく願いいたします。

## ○齋藤梓先生

ありがとうございます。

監護者性交等罪が思ったよりというのは、検察とか法務省、司法関係の方というよりは、福祉の方と話していて、児童相談所の現場で性虐待の事案が挙がっているにもかかわらず、それが監護者性交等罪とはなっていないのではと思いました。監護者性交等罪というものが福祉の領域でどのような意味を持っているか、私自身も把握しかねています。非親告罪化された上に監護者性交等罪ができたということについて、福祉の現場と司法の方々と、ギャップがあるのかなということを感じたということがございます。

司法面接に関しましては、何件か子供の、本当に小さいお子さんの事案で、警察から検察につながるときに、説明の仕方に誤りがあったりですとか、あるいは、検察での対応がそのお子さんにとってはあまり効果的ではなかったといったことがあって、司法面接がうまくいかなくて起訴ができないというような事案が何件かございました。それは、どこの問題なのかというのが、すごく難しいと思うのですけれども、それはもしかしたら、司法面接を紹介する警察の方の紹介の仕方だったのかもしれないし、司法面接を導入するときの方法の仕方だったのかもしれない。もう少し警察の中であるとか検察の中で、統一された司法面

接の紹介の仕方であるとか、マニュアルというとおかしいですけども、こんなふうに紹介していくといいといったようなことがあると有り難いなと思ったのと、やはり司法面接をしても、それが証拠として採用されなかったら、どうにもならないみたいなことがあると、支援側としては、心許ないなということを感じております。

アメリカの手法などを利用しているのだらうと思いますが、司法の制度自体が、アメリカやイギリスと日本とは違うと思いますので、日本の司法制度に合った面接の仕方というのが検討されていくといいなというふうに思っております。

#### ○東山刑事局刑事法制管理官

どうもありがとうございました。

#### ○吉田秘書課付

齋藤先生、ありがとうございました。

他に御質問ありますでしょうか。

#### ○山崎法務総合研究所総務企画部長

法総研総務企画部長の山崎と申します。今回初めて参加いたします。

本日、先生方、本当に分かりやすく講義していただいて、ありがとうございます。

多少見当違いの質問かもしれませんが、どうかよろしく願いいたします。

3つございます。

1つ目は、最初の方の説明で、色々インタビューしたら、日本における被害の現状、資料ですと2枚目、3枚目あたりに出てきました、10人強に1人は無理やり性交された云々と。そして、次のページに、助けを求める際の、7割は助けを求めず、2割が友人・知人に相談というところがございました。

この友人・知人に相談というのは、例えば友人・知人に相談した後に、警察に行くような場合もあると思うんですが、そういうものは除いてあって、友人・知人で終わっているという趣旨なのかどうか。あるいは、スタート地点として友人・知人であるという趣旨なのか、ちょっとその辺をひとつ教えていただきたいというのが1つ目でございます。

それから、2番目の質問ですけども、関係性がある場合の不同意性交、性暴力の話の中で、加害者側が正当化を行うというお話があって、指導・教育の一環として行ったというお話がございました。

これはちょっと、どういうことを正当化して言おうとする趣旨なのか、私はよく理解できません。具体的にはどんなことを加害者側が、指導・教育なんだと主張しているのかというのを教えていただきたいというのが2番目でございます。

3番目なんですけど、ちょっとこれは難しいのかもしれませんが、今回色々お話ししていただいた性暴力について、本研究では、不同意性交を捉えているのだという御説明でありました。

不同意か同意かというお話の中で、積極的同意がない場合というのは全て不同意になるのか、また、積極的同意というのが、どういうところを捉えて、積極的同意というふうに、本人の心の中の問題だと思えますけれども、客観的に、その辺は、どこまでが同意で、どこか

らが不同意なのかということについて、どう考えたらいいのか、何か御見解があれば、教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

#### ○大竹裕子先生

最初の質問についてですが、これは、内閣府の男女共同参画局による「男女間における暴力に関する調査」報告書から引用しております。これは、複数回答によるものとなっているので、重複して答えています。ですので、友人・知人にも相談をし、警察にも両方行きましたという方ももちろん入っております。

指導・教育の一環とはというのは、齋藤先生から。

#### ○齋藤梓先生

指導・教育の一環というのは、本当に、私も聞いていて、理解ができないなと思うのですが、これは、あなたを教育するためなんだよとか、あなたの魅力をあなたに分からせるためなんだよとか、指導者に当たる人が、おまえのために、おまえがこれから成長するために、俺はこういうことをしてやっているんだぞというような言動をとるといことが見られたということです。

すみません、言っている私も、ちょっと、本当に理解ができないなと思っているのですが、そういうことを言う加害者がいたということです。

#### ○大竹裕子先生

あと、医療とか相談関係、相談者などの立場の人で、あなたの苦痛を緩和するために、こういうことをしますとか、医療行為の一環として、こういうことをしているんですよということもありました。そういったことです。

#### ○齋藤梓先生

さっきの積極的同意のことに関して、大竹先生、お願いできますか。

#### ○大竹裕子先生

これは、おっしゃるとおり、線引きというのを、私たちも実は目下探しているところで、非常にこれは微妙な問題かと思えます。

この矢印を、真ん中を濃くして周辺をぼかしたのは、これは非常に区別が難しいという意味です。明確に同意性交といえるものと、明確に不同意性交といえるもの間が非常に曖昧であると。どのように分けるかという境目が極めて難しい。明確に同意があるといえるのは、何らかの形で意思決定、意思確認があった場合です。しかし、それがなければ全て不同意かという、おそらくそうともいえないのだろうと思うんですね。

ただ、では、どうだったら不同意とはいえないのかという条件までは、まだ見つけられていないんです、実は。そして、不同意性交の方にいきますと、これは、同意がない場合ですね。しかし、ただ同意がないだけではなく、それにプラスして、心理的抗拒不能、社会的抗拒不能、いずれかもしくは両方がある場合には、不同意性交と受け取ってよいのではないかというのが、今のところ、我々の見解となっております。



ですので、一応、今分かっている紛らわしい例を、それぞれ挙げてはおりますが、この線引きというのは、今後もう少し明確化できればと思っております。これは、不同意性交の方を今まで私たちは主に聞いているのですが、同意性交の方の話をもっとよく聞かないと、実は分かってこないところなので、それをこれからやっていきたいと思っております。

#### ○山崎法務総合研究所総務企画部長

ありがとうございます。

#### ○吉田秘書課付

齋藤先生、大竹先生、ありがとうございます。

あとは、よろしいでしょうか。

それでは、お時間もありますので、質疑応答の時間、ここで終了とさせていただきたいと思えます。

それでは、最後に、座長の西山政策立案総括審議官から一言お願いできますでしょうか。

#### ○西山政策立案総括審議官

座長を務めております西山でございます。

齋藤先生におかれましては、御都合により、当省にお越しいただけないにもかかわらず、お手間をいとわずに中継で御参加いただきましたし、また、大竹先生におかれては、大変御多忙だと伺っております。その合間を縫って、わざわざお越しいただきまして、本日、貴重なお話をいただき、本当にありがとうございました。

1時間という限られたお時間ではございましたけれども、研究で得られた事例や、先生方の御経験を通じて培われた知見から、様々な示唆をいただくことができたと思っております。

個人的な感想で申しますと、本日御紹介いただいた調査結果や分析につきましては、まず、法曹を始め刑事司法関係者は言うまでもありませんけれども、被害者支援あるいは犯罪者更生に関わる関係者、性犯罪あるいは性暴力の当事者に関わるあらゆる関係者の皆さんにおいて、今日お話いただいた知見を十分に共有する必要があるということを非常に痛感した次第でございます。

また、もう1つは、このような内容につきまして、どこまで深く周知するかというのは別ですけれども、一般の国民の方々にも、性暴力あるいは不同意性交といったものが何か、あるいは、それがどういう経緯で起こるのかといったことについて理解をしてもらうという取組が非常に大事ではないかというふうに、私自身感じた次第でございます。

こういった点も含めまして、本ワーキンググループにおきましても、本日の知見をぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

本日は、改めまして、どうもありがとうございました。

#### ○吉田秘書課付

それでは、改めまして、齋藤先生、大竹先生、ありがとうございました。